相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県花巻市円万寺字下中野二〇番地
一、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　阿部　玲子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月十四日
事務所岩手県花巻市花城町一二番六号
相続財産管理人　小山田泰彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県栃木市湊町一一〇二番地、最後の住所栃木県栃木市大宮町二五九〇番地二
被相続人　亡　樋口　定子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月十四日
栃木県栃木市本町一六番一二号、事務所栃木県栃木市泉町一九番一八号
相続財産管理人　矢尾板　充

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県松戸市松戸一五〇八番地、最後の住所千葉県松戸市西馬橋一丁目九番地の八
被相続人　亡　横須賀達郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月十四日
事務所千葉県松戸市松戸一二八一―二九
松戸スクエアビル五階　東葛総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　藤吉　彬

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県津市一身田豊野一四〇六番地三六九、最後の住所東京都江戸川区南葛西六丁目二二番一一号パークビュー南葛西七〇二
被相続人　亡　水谷　充孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月十四日
東京都港区虎ノ門二―三―二二第一秋山ビルディング七階ひかり総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　楠　慶

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区高円寺南五丁目八一七番地、最後の住所東京都杉並区高円寺南五丁目二一番一三号
被相続人　亡　土屋　陽一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月十四日
東京都千代田区内幸町一丁目二番二号日比谷ダイビル六階潮見坂綜合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　佐藤　久文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県南房総市中七三八番地、最後の住所東京都江戸川区松江二丁目四一番三号
被相続人　亡　福原　明生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月十四日
事務所東京都港区赤坂二丁目二番二一号永田町法曹ビル八階八〇二号川西・大沢法律事務所
相続財産管理人　弁護士　川西　秀樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区奥沢二丁目四三番、最後の住所東京都世田谷区奥沢二丁目四三番一六号
被相続人　亡　根本　幸男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月十四日
東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所　相続財産管理人弁護士　上村　哲史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区三田四丁目二六番地、最後の住所東京都西多摩郡日の出町大字平井二三六八番地五第三サンシャインビラ
被相続人　亡　米山　壽

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月十四日
事務所東京都府中市宮西町二―一三―三TNK第二ビル三〇二櫻井法律事務所
相続財産管理人　弁護士　櫻井　一成

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市鶴見区生麦四丁目五九二番地、最後の住所横浜市鶴見区生麦四丁目三三番一五号
被相続人　亡　青木　昭弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月十四日
横浜市中区南仲通三―二六　カーニープレイス横浜関内七階
相続財産管理人　弁護士　鈴木　洋平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区東雪谷三丁目五八〇番地、最後の住所横浜市青葉区田奈町一二番地三三
被相続人　亡　柳田　敏雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月十四日
横浜市中区常盤町一―二―一関内電子ビル三階A―一
相続財産管理人　弁護士　飯田　学史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県十日町市馬場辛六一七番地二、最後の住所新潟県十日町市下条三丁目四八五番地一
被相続人　亡　樋口　熊藏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月十四日
新潟県長岡市三和三丁目八番地二三坂井ビル二〇一
相続財産管理人　弁護士　小林　彰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県桑名市大字小貝須一一四五番地、最後の住所三重県桑名市大字小貝須一二四一番地一
被相続人　亡　伊藤　淳子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月十四日
事務所三重県桑名市内堀五五番地
相続財産管理人　乾　由美子

第46期決算公告

平成27年3月27日

札幌市中央区南４条西13丁目２－28
クレードル興農株式会社
代表取締役社長　山岸義三郎

貸借対照表の要旨
（平成26年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,586,978	流動負債	1,366,226
固定資産	383,548	固定負債	249,541
有形固定資産	369,752	（退職給付引当金）	(89,752)
無形固定資産	1,438	（役員退職慰労引当金）	(2,113)
投資その他の資産	12,357	株主資本	354,758
		資本金	396,300
		利益剰余金	△41,541
		その他利益剰余金	△41,541
		（うち当期純損失）	(43,810)
資産合計	1,970,526	負債・純資産合計	1,970,526